

平成29年9月定例会

県土整備委員会説明資料

企 業 局

目 次

I 提出予定案件	1
1 平成28年度徳島県電気事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	1
2 平成28年度徳島県工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	1
3 平成28年度徳島県土地造成事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	1
4 平成28年度徳島県駐車場事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	1
5 平成28年度決算に係る資金不足比率の報告について	2

1 平成28年度徳島県電気事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

平成28年度徳島県電気事業会計の剰余金を地方公営企業法第32条第2項の規定により処分し、平成28年度徳島県電気事業会計の決算を同法第30条第4項の規定により監査委員の意見を付けて、議会の議決及び認定を受けるものである。

2 平成28年度徳島県工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

平成28年度徳島県工業用水道事業会計の剰余金を地方公営企業法第32条第2項の規定により処分し、平成28年度徳島県工業用水道事業会計の決算を同法第30条第4項の規定により監査委員の意見を付けて、議会の議決及び認定を受けるものである。

3 平成28年度徳島県土地造成事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

平成28年度徳島県土地造成事業会計の剰余金を地方公営企業法第32条第2項の規定により処分し、平成28年度徳島県土地造成事業会計の決算を同法第30条第4項の規定により監査委員の意見を付けて、議会の議決及び認定を受けるものである。

4 平成28年度徳島県駐車場事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

平成28年度徳島県駐車場事業会計の剰余金を地方公営企業法第32条第2項の規定により処分し、平成28年度徳島県駐車場事業会計の決算を同法第30条第4項の規定により監査委員の意見を付けて、議会の議決及び認定を受けるものである。

5 平成28年度決算に係る資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成28年度決算に係る資金不足比率を監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

会 計 名	資 金 不 足 比 率
徳島県電気事業会計	— %
徳島県工業用水道事業会計	—
徳島県土地造成事業会計	—
徳島県駐車場事業会計	—

(備考) 資金不足額がないため、「—」と記載した。

徳監第2027号
平成29年9月6日

徳島県知事 飯泉嘉門 殿

徳島県監査委員
徳同
同同
同同

稲矢井須白
田田関見木
米佳穂
昭等理仁夫

平成28年度決算に係る徳島県健全化判断比率及び資金不足比率の
審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づいて審査に付された
資金不足の健全化に關する法律第1項の基
づく審査に付された
地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づいて審査に付された
資金不足の健全化に關する法律第1項の基
づく審査に付された

資金不足比率審査意見書

第 1 審査の対象

知事から提出された平成28年度決算に係る資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を対象に審査を実施した。

第 2 審査の手続

審査にあたっては、算定の基礎となる事項を記載した書類の計数を確認し、比率が適正に算定されているかどうかを主眼とし、決算関係書類等の精査、出納関係職員からの説明聴取並びに既に実施した定期監査、決算審査及び現金出納検査の結果も考慮に入れて実施した。

第 3 審査の意見

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正なものと認められる。今後引き続き経営の健全化に努められたい。

会 計 名	平成28年度	経営健全化基準
徳島県流域下水道事業特別会計	— %	20 %
徳島県港湾等整備事業特別会計	—	20
徳島県病院事業会計	—	20
徳島県電気事業会計	—	20
徳島県工業用水道事業会計	—	20
徳島県土地造成事業会計	—	20
徳島県駐車場事業会計	—	20

(注) 資金不足比率は、資金不足額がないため、「—」と記載した。